

開発行為に関する申告書										
1. 申告書提出年月日	年 月 日	7	ア 新 築							
2. 建築確認申請者 住所および氏名	印	建築の区分	イ 用途の変更を伴う改築							
3. 敷地となる土地を含む区域の都市計画の区域区分	ア 市街地区域 ウ 未線引き区域		イ 市街化調整区域	ウ 用途の変更を伴わない改築						
4. 敷地となる土地の面積	m <sup>2</sup>		8. 建築 (新築 改築 増築) 床面積	m <sup>2</sup>						
5. 建築を行うために開発行為を伴うことの有無	ア 伴う    イ 伴わない	9. 用途の変更を伴う改築床面積	m <sup>2</sup>							
6. 開発行為を伴う場合の開発区域の面積	m <sup>2</sup>	10. 建築物の用途								
敷地となる土地の表示	所 在	地 番	地 目	面 積						
	勝浦市	字		m <sup>2</sup>						
都市計画法第二十九条または第四十三条に関する事項	(1) 市街化区域・調整区域・未線引区域	ア 都市計画法第29条第3号に規定する公益施設の建築	(2) 市街化区域・未線引区域	ア 土地区画整理事業区域内						
		イ 都市計画施設の整備に関する事業区域内における建築		イ 工業団地造成事業区域内						
		ウ 市街地開発事業でない土地区画整理事業区域内における建築		ウ 新住宅市街地開発事業区域内						
		エ 公有水面埋立事業竣工許可前の土地における建築		エ 既存 (従前) 建築物の敷地における建築						
		オ 非常災害のため必要な応急措置としての建築		ウ { 3000m <sup>2</sup> (政令で定める規模) } 1000m <sup>2</sup> (政令で定める規模) } 未満の造成地 道路位置指定等)における建築						
		カ 車庫・物置等附属建築物の建築		ア 法第43条の許可を受けた建築物の建築						
		キ 開発許可を受けた造成地における建築		イ 開発行為を伴わない増築						
	ク 住宅地造成事業認可等を受けた造成地における建築	ウ 用途の変更を伴わない改築								
	(4) 市街化調整区域内	ア 農林漁業住宅または政令第20条第5号の90平方メートル以内の農林漁業用建築物								
		イ 物品の販売等を行う50m <sup>2</sup> 以内の店舗、事業場等で業務用の面積が2分の1以上 開発行為を伴う場合は、敷地100m <sup>2</sup> 以内のもの)の建築 (政令第22条第6号、第35条第3号)								
	(5)	{ 未線引区域内 } { 市街化区域内 }	で(1)および(2)以外の	3000m <sup>2</sup> (政令で定める規模) } 1000m <sup>2</sup> (政令で定める規模)	以上の開発行為を伴う建築物の建築					
	(6)	市街化調整区域内で(1)から(4)までに揚げる土地の区域外の土地における建築または(1)から(4)までに揚げる建築物以外の建築								
摘要										
13 農地転用の許可または届出受理の番号および年月日										
* 確認欄	上記事項につき確認したところ			1. 都市計画法第3章第1節の規定に適合すると認める。 2. 都市計画法附則第4項の規定に適合すると認める。 3. 別途、知事の発行する証明書の添付を必要と認める。 4. 都市計画法に基づく許可 (第 号) を受ける必要を認める。						
	市町村開発許可担当部課	部長		課長		係長		年 月 日		
	夷隅地域整備センター	所長		課長		主任		年 月 日		

備 考

- この申告書は、都市計画法施行規則第60条および同附則第3項証明書に代えるものです (12の(4)欄については、別途証明書が必要)。
2. \*印のある欄は記載しないこと
3. 3, 5, 7および12の欄は、該当するものの記号を丸で囲むこと
4. 12の(4)欄に該当するものは、別途知事の証明を受けてから建築確認を受けること
5. 12の(3)および(6)欄に該当するものは、別途許可を受けてから建築確認を受けること
6. 12の適用欄には、許可 認可 検査等関係する手続きについて、年月日等 (開発許可にあつては、予定建築物、その他の条件等を含む。) 必要な事項を記載すること
7. この申告書の提出にあたっては、建築確認申請者自身で所要の事項を記載し、その記載事項について市町村開発許可担当部課の確認を受けてから、建築確認申請書に添付して提出してください。
8. 未線引区域とは、市街化区域、市街化調整区域の指定のない都市計画区域をいう
9. [            ]については、未線引区域の建築物について読むものとする。